

## 千葉県女性医師等就労支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図り、もって医師確保対策に資するため、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、医師等が育児と仕事を両立しつつ働きやすい職場の環境整備について、以下の（1）から（3）に掲げる内容若しくは、その他医療機関の就労環境の改善に効果的であると知事が認める事業について総合的に取り組むものとする。

(1) 育児中の医師等に対する勤務条件の緩和等

- ・ 育児中の医師等に対する時間外勤務（休日・当直等）の減免
- ・ 育児中の医師に配慮した複数主治医制の導入（時間外呼び出しの免除）
- ・ 育児中の医師等に対する短時間正規雇用の導入
- ・ 育児中の医師等に対する看護・介護休暇の拡充 等

(2) 働きやすい職場環境の整備

- ・ 就労環境改善委員会の実施（働きやすい職場環境整備にかかる検討）
- ・ 育児中の医師等に対する相談窓口の整備 等

(3) その他

- ・ 短時間勤務や育児休業の取得者に配慮した処遇・人事評価制度の導入
- ・ メンター制の導入（育児と仕事を両立している先輩医師による相談・指導等）
- ・ 育児休業を取得した医師等に対するキャリア形成プログラム（スキルアップ研修、復職支援研修等）の実施 等

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する職員、理事長、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)) が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助

の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
  - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
  - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(基準額、対象経費及び補助率)

第3条 補助事業の基準額、対象経費及び補助率は知事が別に定める。

(補助額の算定方法)

第4条 補助額の算定に関し必要な事項は知事が別に定める。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定による補助金の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、千葉県女性医師等就労支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては知事の承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を、事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業等の完了により当該事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、消費税等に係る仕入控除税額報告書（第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) その他知事が必要と認める事項  
(変更等承認申請)

第7条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県女性医師等就労支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県女性医師等就労支援事業実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求するときは、千葉県女性医師等就労支援事業補助金請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、

千葉県女性医師等就労支援事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金について適用する。

附 則

改正後のこの要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

改正後のこの要綱は、平成25年1月11日から施行し、平成24年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

改正後のこの要綱は、平成27年3月13日から施行し、平成26年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

改正後のこの要綱は、令和3年11月16日から施行し、令和3年度以降の予算に係る補助金について適用する。

第1号様式

文 書 番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

年度千葉県女性医師等就労支援事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり千葉県女性医師等就労支援事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金の申請額 金 円
- 2 事業の種類 千葉県女性医師等就労支援事業
- 3 事業計画書（別紙様式1-1）
- 4 実施計画書（別紙様式1-2）
- 5 所要額明細書（別紙2）
- 6 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算書の抄本  
(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
  - (2) その他参考となるべき書類

第2号様式

番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

年度消費税等に係る仕入控除税額報告書

年 月 日千葉県医指令第 号 で補助金交付決定のあ  
った千葉県女性医師等就労支援事業補助金について、千葉県女性医師等就労支援事  
業補助金交付要綱第6条第6号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入  
控除税額 金 円
- 3 補助金返還相当額 金 円
- 4 その他参考となるべき資料 (2及び3の金額の精算の内訳等)

第3号様式

文 書 番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

年度千葉県女性医師等就労支援事業補助金

変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付の決定の

あった千葉県女性医師等就労支援事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、千葉県女性医師等就労支援事業補助金交付要綱第7条の規定により承認申請します。

1 変更事業名 千葉県女性医師等就労支援事業

2 変更(中止・廃止)理由

3 変更前計画

4 変更後計画

第4号様式

文 書 番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

年度千葉県女性医師等就労支援事業実績報告書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付の決定の  
あった千葉県女性医師等就労支援事業について、千葉県補助金等交付規則第12  
条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

- 1 実績報告書（別紙様式4-1）
- 2 実施報告書（別紙様式4-2）
- 3 経費所要額精算書（別紙2）
- 4 当該事業に係る歳入歳出決算書の抄本  
(当該補助事業精算額を備考欄に明記すること。)
- 5 添付書類
  - (1) その他参考となる資料



第5号様式

文 書 番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

年度千葉県女性医師等就労支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け千葉県医達第 号で額の確定のあった千葉県  
女性医師等就労支援事業補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により下  
記のとおり請求します。

記

金 円

振込先 銀行 支店

口座名

預金種別 普通・当座

口座番号

第6号様式

文 書 番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

年度千葉県女性医師等就労支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付の決定の  
あった千葉県女性医師等就労支援事業補助金を千葉県補助金等交付規則第16条  
の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先 銀行 支店

口座名

預金種別 普通・当座

口座番号